

# 令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	高齢者福祉課		
事業名称	日常生活用具扶助費(自動消火装置等)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市高齢者日常生活用具の貸与等に関する規則				
事業開始年月日	昭和53年4月1日	最終制度改正年月日	平成28年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	在宅の日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、防火等の配慮が必要な方には自動消火装置や電磁調理器を、歩行が困難な方にはシルバーカーを給付するなど、日常生活用具を給付することで、虚弱な高齢者が自立した生活を送れるよう支援することにより、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	心身機能低下が伴っているひとり暮らしや高齢者のみ世帯等の高齢者に、安全で快適な生活が送れるよう日常生活用具を給付する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	詳細は不明だが、国の「老人日常生活用具給付等事業」により補助対象事業として実施。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和53年4月1日施行</li> <li>・平成12年4月1日一部改正 (内容: 年齢要件をおおむね65歳以上から65歳以上に)</li> <li>・平成24年8月20日一部改正 (内容: 年少扶養・特定扶養控除の廃止に伴う影響への対応)</li> <li>・平成28年4月1日一部改正 (内容: 行政不服審査法の施行に伴う規定の整備、文言の整理)</li> </ul>				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみで暮らしていて、所得税非課税世帯の者	自動消火装置を給付する。			
	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみで暮らしていて所得税非課税世帯であり、心身機能低下に伴い防火等の配慮が必要な者	電磁調理器を給付する。 ・給付品目 IH調理器・片手鍋・両手鍋・フライパン (上記品目に加え、やかんもしくは、てんぷらなべを選択可能)			
	65歳以上の高齢者のうち、所得税非課税世帯であり歩行の困難な者	シルバーカーを給付する。 (軽量タイプ・座れるタイプから選択)			

## 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	3,497	4,445	5,455	4,678
	うち一般財源	3,497	4,445	5,455	4,678
	決算(見込)額	4,657	3,738	3,706	-
対象者数・ 交付件数など	自動消火装置給付台数	23台	18台	18台	-
	電磁調理器給付台数	68台	56台	56台	-
	シルバーカー給付台数	152台	121台	135台	-

### 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 業務量

繁忙期					
業務頻度 (年1回・月1回など)	月平均申請数 約15件				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1 人工	0.3 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	1 人	1 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	高齢者福祉課
事業名称	日常生活用具扶助費（自動消火装置等）

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	給付品目の見直し	昭和53年から給付品目の変更がないため、時代の変化を踏まえた見直しが必要。	対象者のニーズを分析し、時代に即した品目の検討を行う。
2	事業の継続性・持続可能性	—	—
3	対象者・対象要件	—	—
4			

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	給付品目の見直し	支給品目は、ごく一般的に普及しているものもあり、昭和53年当時から状況が大きく変化している可能性がある。	品目の見直しにおいては、対象者のニーズだけでなく、市が支給する品目としての妥当性についても検討する。
2	事業の継続性・持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年に国が旧制度（在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について）を廃止した以降も現状品目の給付事業を継続している。</li> <li>同様の事業を実施している近隣市は見られるものの、中核市においては事業廃止した市も見られる。</li> <li>R3支給件数は、シルバーカーは135件であるが、電磁調理器は56件、自動消火装置は18件にとどまっている。</li> </ul>	目的に対して支給件数が限定的であり、昭和53年から長年大きな見直しがなく実施されていることから、あらためて事業の内容について精査する。
3	対象者・対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件は65歳以上だが、すべての用具において、申請者の大半が80歳以上である。</li> <li>申請者の半数以上は、介護保険サービス利用者である。</li> </ul>	年齢要件や対象要件が適切であるか検証する。
4			

## 取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

所属名		高齢者福祉課			
事業名称		日常生活用具扶助費（自動消火装置等）			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	給付品目の見直し	継続 近隣市の状況もふまえ、品目の検討を行った。シルバーカーについては、一定の需要があり、給付の必要性が見込まれるため、当面は事業を継続する。 電磁調理器は本体の必要性は見込まれるが、その他付属品に関しては見直しの必要があると考えられるため検討を行っていく。 自動消火装置については、他事業への統合を含め検討を行っていく。	-	-	
2	事業の継続性・持続可能性	継続 長期にわたって見直しを行っていなかったため、改めて品目の検討を行い、シルバーカーは当面は変更不要との結論に至った。 電磁調理器については、給付品の精査を行い、事業のスリム化の検討を行っていく。 自動消火装置については、他事業への統合を含め代替案の検討を行っていく。	-	-	
3	対象者・対象要件	継続 年齢要件については、80歳以上の申請が多いが、65歳～70歳代の申請も一定数あり、身体状況は一概に年齢だけで図ることはできないため当面は現状維持とする。 また、他市の所得要件は住民税を基準としているところが多数であることが分かったため、要件変更の検討を行っていく。	-	-	
4		-	-	-	

# 令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	高齢者福祉課		
事業名称	日常生活用具扶助費(黄色い杖の支給)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市黄色い杖支給に関する要綱				
事業開始年月日	昭和62年4月1日	最終制度改正年月日	平成26年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	65歳以上で、在宅で生活しており、現に歩行の困難な者に対して、安全のために杖を支給する。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	申請書收受後、職員が自宅を訪問して、身体状況を調査したうえで杖を支給する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	昭和44年9月より、高齢者用として毎年20本程度、社団法人船橋市交通安全協会から寄付の申し出があり、対象者に支給していたが、希望者が増加したことから昭和49年度より予算計上し、支給制度が始まった。(要綱の整備は昭和62年4月)				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>○昭和62年4月1日施行          ○平成16年12月1日一部改正 申請書式変更          ○平成17年4月1日一部改正 申請書式変更          ○平成26年4月1日一部改正</p> <p>「平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害の身体障害者手帳交付者」、          「既に支給を受けているとき」及び「黄色い杖の使用では、歩行ができない又は著しく危険が伴う状態であるとき」は対象外の旨を明記等、申請書式変更</p> <p>※平成15年より障害者手帳所持者を対象外するとともに、保健師等による訪問調査による支給へと支給方法の変更を行った。          また、平成15年より介護認定者も対象外としていたが、認知症による認定者もいることなどから、平成26年度より介護認定者を一律に支給対象外とはせず、訪問調査時に身体状況を確認し、当該杖の使用が危険でないかを判断して支給するものとした。</p>				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	65歳以上で、在宅で生活しており、日常生活において杖がないと歩行が困難な者	次の者は対象外 ①以前に支給を受けた者 ②現在入院中の者 ③平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害の障害者手帳所持者			

## 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	840	1,153	759	766
	うち一般財源	840	1,153	759	766
	決算(見込)額	840	596	759	-
対象者数・ 交付件数など	支給本数	605本	571本	623本	-
					-
					-

### 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

### 業務量

繁忙期					
業務頻度 (年1回・月1回など)	月平均申請数 約50件(本庁舎、フェイス、各出張所窓口及び郵送にて受付。) 週に1回程度の頻度で1日かけて自宅訪問し、身体状況を確認し給付。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2 人工	0.2 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	2 人	1 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	高齢者福祉課
事業名称	日常生活用具扶助費（黄色い杖の支給）

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事務負担	従来は、各保健センターの保健師等が対象者宅へ直接訪問し、身体・生活状況等を把握したうえで支給していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による保健師の人員不足等により高齢者福祉課の事務職員が訪問することとなった。郵送や包括支援センターの職員が訪問することも協議したが、現状のままとなっている。	窓口給付等も含め、支給方法について検討していく。
2	給付審査の見直し	—	—
3	対象者・対象要件	他自治体や本市の他事業においても所得要件を設けている事業が多い	所得要件の必要性についても併せて検討していく。
4	事業の必要性	—	—

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事務負担	—	—
2	給付審査の見直し	従来は保健師が訪問していたが、事務職員が市民宅を訪問し、聞き取り等により状況把握したうえで杖の支給を行っている。	事務職員が対象者の身体・生活状況を判断することが、給付審査として適切であるのか検証を行う。
3	対象者・対象要件	現在では、さまざまな店舗で安価に同様の杖を購入することができることから、市が現在の内容で本事業を実施する必要性が低下している。	真に必要な対象者への支援となるよう、要件等を検討する。
4	事業の必要性	申請者は現に杖を必要としている方であり、即時性が求められるが、申請から支給まで1か月程度を要している。	支給までに1か月弱を要していることの原因を分析し、改善策を講じる。

## 取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度を取組状況を記載しています

所属名		高齢者福祉課			
事業名称		日常生活用具扶助費（黄色い杖の支給）			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	事務負担	完了 窓口交付の実施について一部試行するなど検討を行ったが、障害者手帳所持状況を確認する等の課題が多いため、当面は現状維持とし、事業を継続する。	-	-	
2	給付審査の見直し	完了 事務職による訪問ではあるが、利用者の状況を確認したうえで支給することは適切であると判断した。	-	-	
3	対象者・対象要件	完了 関東中核市を調査したところ、類似事業を行っている自治体は10市中3市あり、その3市とも自己負担があるもの本市同様に所得要件を設けていなかった。今後の他市の動向に注視しながら、当面は現在の手法を継続していく。	-	-	
4	事業の必要性	完了 申請者の希望する日程で訪問できるよう、係内において複数人に対応するなどの体制づくりは必要であるため、改善策を検討しつつ、事業を継続していく。	-	-	